

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	花巻地区 (新田・松園町三区・四日町三丁目上・四日町三丁目下・四日町二丁目・愛宕町1・愛宕町2・四日町一丁目1・四日町一丁目2・小舟渡上・小舟渡下・坂本町・花城町・北万丁目上・北万丁目下・南万丁目・石神町1・石神町2・藤沢町・桜木町・南川原町1・南川原町2・里川口町・東町一丁目・東町二丁目・桜町一丁目・桜町四丁目1・桜町四丁目2・不動・諏訪・大谷地・釜場・横町・中村・新中・松木田・沖)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方(変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化・担い手不足が進行しており、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題である。法人におけるオペレーターにおいても同じ。

・市街地近郊地域のため、地域農業維持に対する農業後継候補者の意識は薄くなりがちであるが、地域行事の積極的な開催によって農業への理解を集落全体で深めるよう工夫をしている。

・他方、本地域計画に位置付けられる農振農用地については基盤整備事業の実施による優良農地も多く、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に確実に集積されているところであるものの、法人内のオペレーターの高齢化が顕著であり若返りを図っていくことが重要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要品目は水稻。水田転作として小麦、雑穀類等の土地利用型作物が作付の中心。隣接する北上市境の周辺では果樹(主にリンゴ)の団地化が図られている。環境へ配慮した有機・減農薬による農法を取り入れている経営体もある。

・貸し農園や青空市を始めとした近隣住民や消費者等との交流の機会を積極的に設け、農業及び農村文化への理解を深めていくと共に、地区内外の若年層や定年退職者等を後継者候補とし、農業従事者確保に向けた取組を展開していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	641 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	641 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化に向けた取組として、経営体間の話し合いを基に集約化に向けた検討を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体として農地中間管理機構の活用を推進していく。機構契約更新の際は、労働力確保の面、分散錯圃の解消等、耕作継続の可否を十分に検討した上で貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
・大規模な基盤整備に取組む予定はないが、比較的取り組みやすい耕作条件改善事業の導入を検討し、部分的な耕作条件の改善を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・法人、自治組織との連携を図ると共に、地域内の若年層や定年退職者等を将来の担い手候補として、農業後継者の確保・育成に取り組む。地域内の担い手で受け切れない場合については、地域外の経営体を受入れ農地の維持に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②: 堆肥の活用等、有機・減農薬による農法を取入れ、環境へ配慮した作付体系を構築していく。
 ③: 市のRTK-GPS基地局を活用した自動操舵システム、ドローンを活用した農薬散布等、スマート農業機器の導入を進めていき農作業の省力化・効率化に向けて取り組んでいく。
 ⑦: 市街地近郊に点在する農地については、最低限の管理を行い景観の維持に努めていく。
 ⑩: 一部の集落においては、周辺住民・消費者等との交流に向けた取組を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	矢沢地区 (矢沢1・矢沢2・矢沢3・矢沢4・矢沢5・矢沢6・槻の木・上幸田・下幸田・上駒板・下駒板・鞍掛・安野・中野・内高松・褰輪・平良木・堰袋・下小路・上小路・下通・上台・古舘・上組・小袋・中道・二津屋・下組・穂貫田・荒屋敷・長根)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方(変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地域は北上川沿いの平野部と山沿いの山間部に大きく2分できるが、地域全体で農業従事者の高齢化が進んでおり、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題。組織オペレーターも高齢になっており、労働力不足を補うべく、集落内から後継者候補とした確保・育成にむけた検討を図る必要がある。

・集落営農型経営体及び認定農業者を中心とした農地集積が進んでいる。中山間地域においては、一部の集落で基盤整備事業が着工されており耕作条件の改善が見込まれるが、基盤整備未実施の条件不利地については、農業者の離農に伴い遊休化の懸念がある。また、鳥獣被害が深刻化しており対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻が主要品目であり、水田転作として小麦、大豆、ハト麦等の土地利用型作物が作付の中心だが、川沿いの一部集落ではその土壌を活かし、果樹(主にブドウ)、園芸作物(花卉、野菜類)を作付しているほか、畜産経営(酪農等)等を主体に行う経営体もあるなど多種多様な担い手がいる地域である。一部の集落においては、更なる高収益作物の作付開始に向けた検討を進めており、今後、JAや関係機関との協議を重ねて本格化に向けて取り組んでいく。

・農作業の省力化・効率化を目的とし、スマート農業機器の導入に向け関係機関の支援の下、検討を行う。

・代々受け継がれてきた農地を次代に引き継ぐべく、集落の活性化と併せ農業後継者の確保・育成に向け取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,245 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,245 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化に向けた取組として、経営体間の話し合いを基に集約化に向けた検討を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の概ね全体が農地中間管理機構の活用を推進している。中山間地域等に存在する耕作継続が困難な農地については、受け手の意向等に配慮しつつ基盤整備事業と併せて機構活用を検討すると共に、機構契約更新の際も同様に耕作の可否を判断の上、更新。
(3)基盤整備事業への取組方針
・高松集落において基盤整備事業(機構関連事業)に着手しており、早期竣工に向けて取組継続していく。 ・高松中央集落、堰袋集落、高木小路集落、東十二丁目集落においても基盤整備事業実施に向け、検討を進めている最中であり早期着工に向けて関係機関と協議を進めていく。なお、一部集落において県単事業を活用して小規模かつ機動的に耕作条件を改善しようとする動きもある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内の若年層や定年退職者等を将来の担い手候補として深耕し、農業後継者の確保・育成に取り組む。また、行政やJAの支援の下、労働力確保に向けて取り組んでいく。 ・地域内の担い手で受け切れない場合については、地区外の経営体から協力を得ながら農地の維持に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①: 行政やJAの支援の下、電気柵を設置する等により鳥獣害対策を講じる。
 ③: JA全農いわてのV-ネックス仮想基準点を活用した自動操舵システムやドローンを活用した農薬散布等、圃場条件に合致したスマート農業機器を精査し、本格導入に向けた検討を進めていく。
 ⑦: 耕作継続が困難な農地については、中山間組織等が主体となり中山間・多面的制度を活用しつつ農地の保全管理に努めていく。また、高松中央集落、高松集落においては、鳥獣緩衝帯の敷設や景観・蜜源作物の作付等の農地の粗放的管理を行うべく、農山漁村振興交付金の活用に向けて関係機関と協議検討を進めていく。
 ⑩: 地域コミュニティと連携し、農業を基軸とした地域活性化に向けた話し合いを行う。また、6次化や農福連携の取組を強化するべく関係機関を含めた検討を行っていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	宮野目地区 (遊子・新屋・工沢・西中・三岳・石持・本館・巾下・葛中・上の山・東野・葛下・源明・田力上・田力中・田力下・後通・我生・前通・下東・下西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方(変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・市内でも有数の圃場条件に恵まれた地域であり、集落営農型経営体及び認定農業者への農地集積が進んでいる。集積が進む一方で、一部では分散錯圃の状態にあり解消に向けた検討を要する。

・他地域と同様、農業者の高齢化及び離農が進行しており、農業後継者及び組織オペレーターの確保・育成が喫緊の課題。

・一部の集落においては、「水田の土壌条件が悪く収量が確保できない」等の課題を抱えており、土壌改良に向け地力増進作物を作付する、畑地化を進める等の検討を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要品目は水稻。水田転作として小麦、大豆等の土地利用型作物が作付の中心。農地の有効利用に向けてブロックローテーションによる作付体系を確立していく。一部の集落においては、環境への配慮として有機・減農薬による農法の取入れを検討し高付加価値化を目指す他、高収益作物の作付に向けて関係機関との検討を進める。

・地域内の若年層、定年退職者等を優先して後継者候補としていく共に、行政やJAの支援の下、農業従事者確保に向け取組む。

・分散錯圃の解消に向けて、経営体間の協力関係を構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	798 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	798 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化に向けた取組として、経営体間の話し合いを基に集約化に向けた検討を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体として農地中間管理機構の活用した農地貸借を推進している。また、機構契約更新の際には耕作継続の可否を判断の上、契約更新の検討を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・耕作条件に恵まれた地域であることから、現時点で基盤整備事業の実施予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地区内の若年層や定年退職者を将来の担い手候補として深耕を図っていく。また自治組織とも連携を図る他、JAが実施するアグリワーク等を活用し、労働力確保に向けて取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ラジコンヘリによる農薬散布を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②: 環境への配慮、資材コスト低減の観点から、堆肥活用等による有機・減農薬による農法を取入れ高付加価値化に向けた検討を進めていく。
 ③: 市のRTK-GPS基地局を活用した自動操舵システム、ドローンによる農薬散布等、農作業の省力化・効率化に向けスマート農業機器の導入を進めていく。
 ④: 水田として耕作継続が困難な農地の畑地化を検討すると共に、高収益作物等の作付開始に向けて関係機関と協議を行う。
 ⑩: 自治組織を交えて集落の現状を協議し、農業を基軸にした集落の活性化を図る。また、6次化に向けた検討も併せて進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	湯本地区 (糠塚・北湯口2・北湯口1・大畑・二枚橋駅前・二枚橋・上湯本台二・上湯本台一・花巻温泉・台温泉・金矢開拓(宇津野)・金矢・小瀬川・櫛の目・狼沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方(変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・市内でも有数の圃場条件に恵まれた地区であり、集落営農型経営体及び認定農業者が農地集積の中心を担う。

・法人を中心として集積が進む一方で、地縁・血縁で集積を進めたことによる分散錯圃等が課題となっている。

・他地区と同様、農業者の高齢化及び離農が進行しており、将来的に遊休農地の発生(拡大)が懸念される。また、一部に集落において集落営農組織の解散等も発生しており、農業後継者及び組織オペレーターの確保・育成が喫緊の課題として挙げられる。

・クマ、イノシシ等による鳥獣被害が頻発しており、対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後の地域農業を維持すべく、経営体間の協力関係を強固なものにするために地域内の有力6法人により「地域計画の実行に関する申し合わせ書」を令和5年1月31日に締結。分散錯圃をはじめとした諸課題に取り組むため、定期的に話し合いの場を持つこととした。

・主要品目は水稻。水田転作として小麦、大豆等の土地利用型作物が作付の中心。一部の集落においては、環境への配慮として有機・減農薬による農法の取入れを検討し高付加価値化を目指す他、高収益作物の作付に向けて関係機関との検討を進める。

・農薬散布をドローンで行う等、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入に向けて検討を行う。

・地区内の若年層、定年退職者等を担い手候補として検討すると共に、行政やJAの支援の下、農業従事者確保に向け取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,357 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,357 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化に向けた取組として、経営体間の話し合いを基に集約化に向けた検討を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体として農地中間管理機構の活用した農地貸借を推進している。また、機構契約更新の際には耕作継続の可否を判断の上、契約更新の検討を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・耕作条件に恵まれた地域であることから、現時点で基盤整備事業の実施予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内の若年層や定年退職者を将来の担い手候補として検討を図っていく。また自治組織とも連携を図る他、JAが実施するアグリワーク等を活用し、労働力確保に向けて取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ラジコンヘリによる農薬散布を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①:クマ、イノシシを始めとした鳥獣被害が拡大しないよう、鳥獣緩衝帯の敷設又は電気柵等を設置する等による対策を講じる。
- ②:一部の集落で米糠、落葉、堆肥のを利用を進め、環境への配慮、生産コストの低減に向け有機農法を取り入れていく。
- ③:農薬散布をドローンで行う等、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入を検討する。
- ④:水稲作付が困難な農地の畑地化を進めるべく、行政・JA等の関係機関からの情報収集を行い検討を行う。
- ⑩:主食用米の収益性が悪くなっていることから、園芸作物等の高収益作物の導入に向けて、情報収集・検討を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)	
地域名 (地域内農業集落名)	湯口地区 (鉛・下シ沢・大沢・志戸平・根岸・神明・橋本・西晴山・上根子上区・一本杉・才の神・新田・熊野・古館・中根子・南中根子・上円膝・八幡・二ツ堰・中村・下円膝・鍋倉上区・鍋倉中区・鍋倉下1区・鍋倉下2区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)	

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方 (変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内の大部分が比較的条件の良い圃場が広がっており、集落営農型経営体及び認定農業者が農地集積の中心を担う。地域西部は山間であるが、近年圃場整備事業に取り組んだことで耕作条件が一部改善された。しかし一部の集落では依然として耕作条件に問題を抱えており、遊休農地発生の防止に取り組む必要がある。

・他地域と同様、農業者の高齢化及び離農が進行しており、農業後継者及び組織オペレーターの確保・育成が喫緊の課題。

・クマ、イノシシ等による鳥獣被害が頻発しており、対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要品目は水稻。水田転作として小麦、大豆等の土地利用型作物が作付の中心。一部の集落においては、環境への配慮、資材コスト低減の観点から有機・減農薬による農法の取入れを検討し高付加価値化を目指す。

・農薬散布をドローンで行う等、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入に向けて検討を進めていく。

・地域内の若年層、定年退職者等を担い手候補として深耕を図ると共に、行政やJAの支援の下、農業従事者確保に向け取組む。

・集落の垣根を超えた連携体制を構築し、地域農業の維持に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,053 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,053 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。地域内の経営体のみで農地を受け切れない場合には、近隣地域の経営体からの協力の下、農地の維持に努めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体として農地中間管理機構の活用した農地貸借を推進している。また、機構契約更新の際には耕作継続の可否を判断の上、契約更新の検討を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・「圃場区画が狭小・不整形」、「給排水面に問題がある」等、課題を抱える集落が多いことから、基盤整備事業の早期実施に向けて関係機関との協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地区内の若年層や定年退職者を将来の担い手候補として検討を図っていく。また自治組織とも連携を図る他、JAが実施するアグリワーク等を活用し、労働力確保に向けて取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①: クマ、イノシシを始めとした鳥獣被害が拡大しないよう、防止柵又は電気柵等を設置する等による対策を講じると共に、目撃情報や被害情報等があった際には迅速に対応できる体制構築を検討する。
- ③: 市のRTK-GPS基地局を活用した自動操舵システムの運用、農薬散布をドローンで行う等、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入を検討する。
- ⑦: 里湯口集落において、一部農地の粗放的管理を行うべく農山漁村振興交付金の活用に向けた検討を進める。
- ⑩: 基盤整備の早期着工を目指すと共に、高収益作物の導入に向けた検討を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)	
地域名 (地域内農業集落名)	太田地区 (柴林・折沼・姥宿・清水町・泉畑・樋の口・中央・坂杉・下坂井・大橋・森の越・開拓2区・ 開拓1区・山関)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)	

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方 (変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業従事者の高齢化に伴い、後継者確保・育成が喫緊の課題となっている。また、高齢化による離農や担い手不足により、遊休農地化が進んでいると懸念する集落もあり、今後検討が必要となる。

・地域全体として平場地域に所在し、比較的耕作条件の良い圃場については集落営農型経営体及び認定農業者への集積が進んでいる。しかし、一部集落においては「区画が狭小・不整形」、「給排水面に問題がある」といった条件不利地もあり、耕作条件の改善を要する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要品目は水稻。水田転作として小麦、大豆を始めとした土地利用型作物の作付が中心。また、果樹(主にリンゴ)の団地が形成されている。園芸作物の作付については、一部の法人が規模拡大を行うほか、基盤整備実施集落の一部で事業を起点とした高収益作物の導入に向けた検討を進めている。また、資材価格高騰、環境への配慮の観点から、有機・減農薬による農法を取入れ高付加価値化を図る。農作業の効率化・省力化に向け、スマート農業機器の導入を検討していく。

・地域内2地区にて、基盤整備事業の実施を予定しており耕作条件の改善に向けて協議を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,067 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,067 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者等への集積を基本として取組んでいく地域内の経営体のみで農地を受け切れない場合には、近隣地区の経営体からの協力の下、農地の維持に努めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体として農地中間管理機構の活用を推進。特に離農する経営体に対しては、機構活用を促し遊休農地化が進まないよう取組んでいく。機構契約更新の際は、耕作継続の可否を判断を行い、契約更新に向け検討を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・現在、2地区において基盤整備事業実施に向けて取り組んでいる。早期竣工を目指し関係機関との協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・行政及びJAが行う支援制度を活用し、相談から定着までの取組を検討。 ・法人が経営する圃場における管理作業の一部を地区内の非農家等も含めて受託する体制構築を目指し検討を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ラジコンヘリ等による農薬散布を委託する((農)花フロシキ)。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①:クマ、イノシシを始めとした鳥獣被害が拡大しないよう、防止柵又は電気柵等を設置する等による対策を講じると共に、目撃情報や被害情報等があった際には迅速に対応できる体制構築を検討する。
 ③:水管理支援システムを活用した管理作業、農薬散布をドローンで行う等、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入を検討する。
 ⑦:折沼集落において、一部農地の粗放的管理を行うべく農山漁村振興交付金の活用に向けた検討を進める。
 ⑩:基盤整備を機に新たな法人設立に向けて、関係農業者等を交えた検討、及び、高収益作物の導入に向けた検討を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	笹間地区 (尻平川・中村・大曲・清水開拓(清水野)・内室・鳥喰・上館・蔵の町・女夫久根・田中(田杉)・下野・内野・千刈・堰六・林崎・小在家・猫塚・樋田・赤坂・小深田・牛小淵・八幡・萩前田・金栗・高月(高谷地)・上栃内・立野・片子沢・谷地・宿・畑中・野崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方(変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内の大部分で比較的条件の良い圃場が広がっており、有力な法人経営体及び認定農業者等が農地集積の中心を担う。地区西部は中山間地であり、給排水面に課題がある等の条件不利地も一部ある。

・他地域と同様、農業者の高齢化及び離農が進行また、組織構成員の高齢化に伴い集落営農組織等の解散等も生じている状況にあり、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題である。また、一部集落では離農に伴う遊休農地の増加が懸念される。

・クマ、イノシシ等の鳥獣被害が頻発しており、対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要品目は水稻。水田転作として小麦、大豆等の土地利用型作物が作付の中心。その他、飼料用米やWCS、近年では子実用トウモロコシといった飼料用作物の作付面積が拡大しており、地域内の畜産経営体(酪農、繁殖牛)へも供給されている。

・農薬散布をドローンで行う等、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入に向けて検討を進めていく。

・環境への配慮、資材コスト低減の観点から有機・減農薬による農法の取入れを検討していく。

・地域内の若年層、定年退職者等を担い手候補とすると共に、大規模経営体をサポートする作業受託の体制構築を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,589 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,589 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地区内の集落営農型経営体及び認定農業者等への集積を基本として進めていく。受け手の確保が困難な場合には、地域外の経営体への集積を検討する。集約化への取組については、経営体間の話し合いを基に農地交換等を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体として農地中間管理機構の活用を推進。特に離農する経営体に対しては、機構活用を促し遊休農地化が進まないよう取り組んでいく。機構契約更新の際は、耕作継続の可否を判断を行い、契約更新に向け検討を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・大規模な基盤整備に取組む予定はないが、比較的取り組みやすい耕作条件改善事業の導入を検討し、部分的な耕作条件の改善を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・将来の担い手候補として、地域内の若年層及び定年退職者等の検討を図る。また、地域外の経営体の受入れ等も行い農地の維持に努める。大規模経営体をサポートする作業受託組織の設立等を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①:クマ、イノシシによる鳥獣被害が拡大しないよう、防止柵又は電気柵等を設置する等による対策を講じると共に、目撃情報や被害情報等があった際には迅速に対応できる体制構築を検討する。
- ②:環境への配慮、資材コスト低減の観点から有機・減農薬による農法の取入れを検討する。
- ③:大区画圃場での自動操舵システム活用、農薬散布をドローンで行う等、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入を検討する。
- ⑦:中笹間集落において、一部農地の粗放的管理を行うべく農山漁村振興交付金の活用に向けた検討を進める。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	大迫地区 (葡萄沢・下町・川原町・上町・仲町・上の台・鳥長根・八木沢・古館・中野・大償・立石・樋の口・檜花・折壁・猫底・天王・大又・日影・中乙・黒森・西部・ます沢・下中居・岩脇・落合・小空蔵・沢崎・堅沢・旭の又・合石・1区・2区・3区・4区・5区・6区・7区・8区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方(変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内の高齢化・人口減少が進行している地区であり、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題である。

・当地域は中山間地域に所在し、圃場の「区画が狭小・不整形」、「給排水に課題を抱える」等の条件不利地が多い。耕作継続が困難な農地については、中山間組織等が主体となり保全管理が行われているものの、農業者の離農に伴い遊休農地が増加傾向にあることが課題として認識されている。

・クマ、イノシシ、シカ等の鳥獣被害が深刻化により、農業所得へも影響を及ぼしていることから対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域コミュニティの活性化を図り、経験の有無を問わず労働力の確保に向けた取組を検討する。

・比較的条件の良い圃場では、水稻の作付が行われているほか、果樹(主にブドウ)の産地として団地化が図られている。一部集落においては、機械の共同利用を行い農作業の効率化、機械コストの低減に向けて取り組み所得増大を目指す。

・深刻化する鳥獣被害に対抗するべく、行政やJAの支援の下、ワナ仕掛や共同で電気柵を設置する等を行うと共に、捕獲に必要な資格取得を推進していく。また、目撃情報や被害情報があった際、迅速に対応が出来る体制構築を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,721 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,721 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・当面は現状維持を目標に「農業を担う者」への集積を進めていく。地域内の農業従事者が減少していく現状においては、農業後継者の確保・育成に取組みつつ、地域外の経営体への集積も並行して推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・離農により放出される農地や受け手の経営意向を把握するべく、農地中間管理機構の活用に向けて検討を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・一部の集落において、基盤整備事業の実施に向け行政・関係機関と検討を行う。 ・農業生産活動の継続を目的に、暗渠排水整備の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・行政及びJAと連携し地域内外から就農希望者を募集し、栽培技術等の支援や農地のあっせんを行い相談から定着までの取組を展開する。また、移住者に対しては空き家の提供も視野に入れ、地域への定着を目指す。 ・集落内の意欲ある若者を参集し、作業受託組織の設立を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①:・深刻化する鳥獣被害に対抗するべく、行政やJAの支援の下、ワナ仕掛けや共同で電気柵を設置する等を行うと共に、捕獲に必要な資格取得を推進していく。また、目撃情報や被害情報があった際、迅速に対応が出来る体制構築を目指す。 ③: 中山間地域でも活用可能な機器を精査し、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入を検討する。 ⑦: 耕作継続が困難な農地については、中山間・多面的制度を活用し、中山間組織等を主体に保全管理に努めていく。亀ヶ森3・6集落においては、農地の粗放的管理を行うべく農山漁村振興交付金の活用を検討する。 ⑩: 農家所得向上を図るべく、JAや行政機関の支援の下、園芸作物等新しい作物の作付を検討する。				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	石鳥谷地区 (好地1・好地2・好地3・好地4・好地5・大瀬川1・大瀬川2・大瀬川3・富沢・大興寺1・大興寺2・北寺林1・北寺林2・稲豊)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方(変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業従事者の高齢化が進行しており、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題。
・地区の概ね全体が平場に所在し、比較的耕作条件が恵まれている。条件の良い圃場については、集落営農型経営体及び認定農業者等を中心に農地集積が進んでいる。一方で、圃場が「小区画・不整形」、「排水性が悪い」等の条件不利地が点在し、作業効率面、反収に影響を与えている。かかる状況を解決するべく、基盤整備事業への着手を検討しており、併せて新たな法人の設立に向けて協議を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要品目は水稻。水田転作として小麦、大豆等の土地利用型作物が作付の中心。その他、飼料用作物として飼料用米、WCSが作付されており、地域内外の畜産経営体へ供給している。農業所得向上を目指し、関係機関の指導を仰ぎつつ野菜・花卉等の高収益作物の導入に向けた検討を行っていく。
・環境への配慮、コスト低減の観点から有機・減農薬農法の取入れを検討している集落もあり、今後、関係機関による支援の下、取組を進めていく。また、ドローンによる農薬散布や気象センサーによるリンゴの凍霜害対策等、スマート農業機器による農作業の省力化・効率化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	997 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	997 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体として農地集積・集約化に向けて、農地中間管理機構を活用していく。現時点、活用が進んでいない集落においては、集落内の担い手、出し手に対し機構活用に向けた研修会等を行い機運を醸成していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・大瀬川集落(大瀬川地区基盤整備事業推進委員会)、大興寺集落(大興寺地区圃場整備事業)を中心に基盤整備事業実施に向けて検討を行っており、早期竣工に向け関係機関等との協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内の若年層や定年退職者を将来の担い手候補として検討を図っていく。また自治組織とも連携を図る他、JAが実施するアグリワーク等を活用し、労働力確保に向けて取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①:シカやイノシシによる被害等が頻発していることから、行政やJAからの支援の下、電気柵等の設置を行い対策を講じる。
- ③:経営体の需要に合致した機器を精査しつつ、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入を検討する。
- ⑦:耕作継続が困難な農地については、中山間組織・多面的機能支払活動組織等が主体となり中山間・多面的制度を活用の上、保全管理を行っていく。一部の集落(石鳥谷第11区集落、石鳥谷第14区集落)においては、農地の粗放的な管理を行っていくべく農山漁村振興交付金の活用を検討していく。
- ⑩:地域コミュニティとの連携を図り、地域農業を維持できる体制構築を作り上げていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	八幡地区 (下通・堂前・番屋・北向・愛郷・清明・舘前・南林・南郷・江曾・黒西・直町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方(変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業従事者の高齢化に伴い、後継者確保・育成が課題となっている。また、高齢化による離農や担い手不足により、遊休農地化が進んでいると懸念する集落もあり、今後検討が必要となる。

・地域全体として平場地域に所在し、耕作条件の良い圃場については集落型経営体及び認定農業者への集積が進んでいる。しかし、一部集落においては「区画が狭小・不整形」、「給排水面に問題がある」といった条件不利地もあり、耕作条件の改善に向けた検討を要する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要品目は水稻。水田転作として小麦、大豆を始めとした土地利用型作物の作付が中心を担う。園芸への取組としてミニトマトの栽培を行う法人もあり、地域ブランド化を目指す。その他集落においても、基盤整備を起点とした高収益作物の導入に向けた検討を進めている。また、資材価格高騰、環境への配慮の観点から、有機・減農薬による農法を取入れ高付加価値化を図る。

・農作業の効率化・省力化に向け、スマート農業機器の導入を検討していく。

・作業効率改善に向け、基盤整備事業を実施を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	579 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	579 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化への取組については、経営体間の話し合いを基に作業効率改善に向け検討を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体として農地中間管理機構の活用を基本に農地貸借を進めており、今後も活用に向けて推進していく方針。特に将来的に離農する可能性がある経営体に対して活用を促していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・八幡2区において、基盤整備事業推進委員会(北寺林八幡地域基盤整備事業)を設立し令和11年の事業採択を目指し検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・若年層や定年退職者等を農業後継者として確保・育成するべく検討する他、一部の集落においては、農福連携に向けた検討を行っている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②: 環境への配慮、資材コスト低減、高付加価値化の観点から有機・減農薬による農法の取入れを検討していく。
- ③: 農作業の省力化・効率化を図るべく、集落にとって有効な技術を精査しながらスマート農業の導入に向けた検討を進めていく。
- ⑩: 自治組織と連携し、農業を軸に地域全体の活性化に繋げていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)	
地域名 (地域内農業集落名)	八重畑地区 (北関口・南関口・西八重畑・東八重畑・西五大堂・東五大堂・東中島・猪鼻・南滝田・北滝田・山屋・開拓・くづ坂)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)	

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方(変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化が進んでおり、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題。組織構成員も高齢になってきており、労働力不足を補うべく、集落内を優先して後継者候補を探す必要がある。

・平場の条件の良い圃場については、集落営農型経営体及び認定農業者を中心に集積・集約化が進んでいる。中山間地における条件不利地については、農業者の離農に伴い遊休化の懸念がある。

・中山間地では鳥獣被害が頻発している状況にあり、対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻が主要品目であり、水田転作として小麦、大豆、飼料用作物等をブロックローテーションによる作付が行われている。地域全体として果樹(主にリンゴ)栽培が盛んに行われており、地域内に複数の団地が形成されている。

・環境への配慮、コスト低減の観点から有機・減農薬農法の取入れを検討している集落もあり、今後、関係機関による支援の下、取組を進めていく。また、ドローンによる農薬散布や気象センサーによるリンゴの凍霜害対策等、スマート農業機器による農作業の省力化・効率化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,031 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,031 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用を検討し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化への取組については、経営体間の話し合いを基に作業効率改善に向け検討を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・一部集落を除き、地域の概ね全体が農地中間管理機構を活用した農地貸借を行っている。なお活用にあたっては、耕作条件を精査し耕作継続の可否や契約期間等を十分に検討した上で貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備実施の予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内の若年層や定年退職者等を将来の担い手候補として検討し、農業後継者の確保・育成に取り組む。 ・地域内の担い手で受け切れない場合については、地域外の経営体から協力を得ながら農地の維持に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①: 鳥獣緩衝帯の敷設や、行政やJAの支援の下、電気柵等を設置し鳥獣被害へ有効な対策を講じていく。
 ②: 環境への配慮、コスト低減、高付加価値化の観点から有機・減農薬による農法の取入れを検討する。
 ③: ドローン導入による共同防除を始めとした、集落において有効なスマート農業機器を検討の上、農作業の省力化・効率化に向けて導入を進めていく。
 ④: 一部の集落においては、水田の畑地化に向け作付品目の選定等の検討を行っていく。
 ⑦: 耕作継続が困難な農地については、中山間・多面的制度を活用し、中山間組織、協定参加者による保全管理を行う。
 ⑩: 東五大堂集落においては、農山漁村振興交付金の活用に向けて今後、事業内容の検討を進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	新堀地区 (新堀1区・新堀2区・新堀3区・新堀4区・新堀5区・新堀6区・新堀7区・新堀8区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方(変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化が進んでおり、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題。組織構成員も高齢になってきており、労働力不足を補うべく、集落内を優先して後継者候補を探す必要がある。

・条件の良い圃場については担い手への集積が概ね進んでいるものの、中山間地域に所在する農地については「小區画」、「給排水面に課題を抱える」等の条件不利地であることから、一部では遊休農地化が進んでいる状況。

・鳥獣被害が深刻化しており、対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要品目は水稻。水田転作として小麦、大豆等の土地利用型作物が作付の中心。地域内には畜産経営体(主に繁殖牛)も多く、飼料用作物の作付も盛んに行われている。その他、果樹(主にリンゴ)の団地化が図られている。

・新しい営農手法として、有機・減農薬による農法、作業効率向上に向けた乾田直播、スマート農業の導入等を検討。

・鳥獣害被害については、電気柵の設置等による対策を講じる。

・耕作継続が困難な農地については、中山間組織、保全組合等による管理保全をしつつ農地を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	731 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	731 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。将来的に離農が予想される「農業を担う者」を含めた協議を行い、地域農業の維持に向けた検討を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体として農地の受け手、出し手双方が農地中間管理機構の活用を前提として農地貸借を進めていく。機構契約の更新にあたっては、区画が狭小等の条件不利地における耕作の可否を検討の上、今後の農地利用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・今後、区画が小区画・不整形、給排水面に問題を抱える等の農地も一部あることから、耕作条件改善に取り組むべく基盤整備事業の着手に向けた検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内からの農業従事者の確保を基本に考え取組む。地域内で担い手を確保することが出来ない場合には、地域外の経営体から協力を得ながら農地の維持に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①: 鳥獣害対策の一環として、電気柵、鳥獣緩衝帯の整備等を行う。
 ②: 環境への配慮、高付加価値化、資材コスト低減の観点から有機・減農薬農法のを取入れを検討する。
 ③: 市が設置するRTK-GPS基地局の活用等、農作業の省力化・効率化に向けスマート農業機器の導入を進める。
 ⑦: 中山間・多面的制度を活用し、環境保全組合、協定参加者による耕作継続が困難な農地の保全管理を行う。なお、新堀第1区集落、新堀第3区集落においては、農地の粗放的な管理を行うべく農山漁村振興交付金の活用を検討を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	小山田地区 (石鳩岡、南川目、中川目、駒形、秋葉、留ヶ森、古田、北小山田、外谷地、前田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方(変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体として高齢化及び人口減少が進みつつあり、後継者確保・育成が喫緊の課題となっている。
- ・中山間地域に所在し、「圃場が狭小・不整形」、「給排水面が悪い」等の課題を抱える条件不利地が多い。耕作の継続が困難な農地については中山間組織により保全管理がなされているものの、担い手の高齢化及び離農に伴い遊休農地が増加傾向にある。
- ・シカやイノシシ等の鳥獣被害が深刻化しており、電気柵を設置する等の対策を講じる必要がある。
- ・相続未登記農地が増加してきており、基盤整備事業等の実施に影響を及ぼし始めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻が主要品目。水田転作として、小麦、ハト麦等の土地利用型作物の作付が中心。地区内には畜産経営体(主に酪農)もいることから、飼料用作物・WCSを作付する経営体も多い。その他、果樹(主にリンゴ)の団地化が図られている。
- ・有機・減農薬による農法を拡大し、高付加価値化、資材コスト低減に向け取り組んでいく。
- ・ドローンによる農薬散布や気象センサーによるリンゴの凍霜害対策等、スマート農業機器による農作業の効率化を目指す。
- ・一部集落においては、労働力集約を目的とした集落営農組織の法人化に向けて検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	868 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	868 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化への取組については、経営体間による話し合いを基に効率的な農地交換へ向けた検討を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地流動化を円滑に行うべく、地域集積協力金の交付を視野に入れながら地域全体として農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・石鳩岡集落においては、令和5年度に基盤整備事業(農地中間管理機構関連事業)に採択され、令和10年度竣工を目指し継続して取組む。その他集落(下小山田、川目)においても、基盤整備実施に向けた検討を進めている。相続未登記農地が発生した際は、事業効果を維持する観点から安易に地区除外せずに、機構法の利用権設定制度や、所有者不明土地管理制度を活用し粘り強く取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域外の経営体や新規就農者の受入等を行い、農地保全に努める。 ・後継者の確保・育成に向けて検討を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①: 電気柵等を設置することにより、鳥獣被害対策を講じる。また、山際の農地においては鳥獣緩衝帯として維持管理する。

②: 環境への配慮、高付加価値、資材コスト低減への観点から、有機・減農薬農法の取入れを検討する。

③: 中山間地域でも有効に活用できるスマート農業機器の選別を行い、導入に向けた検討を進めていく。

⑦: 耕作継続が困難な農地については、中山間・多面的制度を活用し中山間組織、協定参加者による農地の保全管理に努めていく。

⑩: 南川目集落、北小山田集落、前田集落においては、農山漁村振興交付金の活用を検討し今後協議を進めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	土沢地区 (平山・白山・松原・下瀬・新地・八日市場・駅前・上町・中町・下町・表ノ森・百ノ沢・鎭町・六本木・前郷・本町・根岸・北成島上・北成島下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方(変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業従事者の高齢化及び離農に伴い、担い手確保が困難な状況。農業後継者の確保・育成が急務の課題として挙げられる。

・中山間地域に所在し、農地の不整形区画や狭小等の条件不利地が多い。耕作継続が困難な農地については、中山間組織による保全管理が行われているが、農業者の離農に伴い遊休化が進む農地も散見される。

・シカやイノシシ等による鳥獣被害が頻発しており、対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要作物は水稻。水田転作としてハト麦、大豆等の土地利用型作物が作付の中心。一部集落においては、高付加価値化、資材コスト低減の観点から有機・減農薬農法の取入れに向けて検討を進めていく。

・既存の集落営農組織への集積を進めると共に、一部の集落(土沢第5集落、白山・平山集落、松原・下瀬集落)においては法人設立へ向けて担い手及び関係機関との協議を進める。

・基盤整備への検討を行いつつ、スマート農業を導入し農作業の省力化・効率化に向け取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	669 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	669 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化への取組については、経営体間による話し合いを基に効率的な農地交換へ向けた検討を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構の活用にあたっては、耕作の可否を判断しつつ活用を検討。
(3)基盤整備事業への取組方針
・耕作条件改善に向けて、中山間組織と連携し排水対策等を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域外の経営体や新規就農者の受入等を行い、農地保全に努める。 ・後継者の確保・育成に向けて検討を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①:シカ・イノシシ等による鳥獣被害が頻発することから、市やJAの支援の下、電気柵を設置する等により対策を講じる。
 ②:環境への配慮、高付加価値化、資材コスト低減等の観点から有機・減農薬農法を取り入れていく。
 ③:ドローンによる農薬散布等、スマート農業機器を活用した農作業の省力化に向けて導入を検討する。
 ⑦:耕作継続が困難な農地については、中山間組織、協定参加者による保全管理を行っていく。一部の集落では、農山漁村振興交付金を活用し、粗放的な管理に向けた検討を進める(白山・平山集落:蜜源・景観作物の植栽、松原・下瀬集落:鳥獣緩衝帯)。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	中内地区 (狼洞・一反田・小倉山・手古内・小通・落合下・落合上・毒沢下・毒沢上・下浮田下・下浮田上・上浮田下・上浮田中・上浮田上・宮田・石持・上中内上・上中内下・下中内上・下中内下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方 (変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業従事者の平均年齢70才超と高齢化が深刻な状況であり、遊休農地の増加を懸念している集落が一部ある。また、集落内の若年層が農業従事に対する意欲が低下しており、後継者の確保・育成にも課題を抱えている。

・当地域は中山間地域に所在し、急傾斜、水利面等の課題を抱える耕作条件不利地が多い。耕作の継続が困難な農地については、地域内の各中山間組織による保全管理が行われており、当面は現状のまま推移していく見込み。

・シカ、イノシシ等の鳥獣被害が多く、今後対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要品目は水稻。水田転作として小麦や大豆、飼料用作物等の土地利用型作物が生産の中心を担う。一部の経営体ではリンゴやラフランス等の果樹栽培を行っている。環境に配慮した有機農法の導入を検討している集落もある。

・農地集積については、担い手への集積を進めていく方針。一部の集落においては、農作業受託組織を設立し未然に遊休農地の発生を防ぐべく検討を進めている。

・農作業の効率化・省力化に向けて、ドローンやラジコン草刈機といったスマート農業機器の導入を検討している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	639 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	639 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化への取組については、経営体間による話し合いを基に効率的な農地交換へ向けた検討を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体として農地中間管理機構を活用した農地貸借を進めていく。また、機構制度の理解を深めるべく、研修会等を開催し意識醸成を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・圃場区画が狭小、給排水面に課題を抱える等の条件不利地の解消に向けて、基盤整備事業実施への検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農作業の効率化、農地集積を進める必要があることから集落営農組織を設立に向けた検討を行い、地域内の担い手、関係機関との協議を進めていく。 ・遊休農地の発生を抑止するため、地域外の経営体も受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①: シカやイノシシによる鳥獣被害を抑止するべく、電気柵等の対策を講じる。
 ②: 環境への配慮、資材価格高騰等の視点から有機・減農薬による農法の取入れを検討していく。
 ③: 農作業の軽労化を図るべく、ドローンを始めとしたスマート農業機器の導入を進めていく。
 ⑦: 耕作継続が困難な農地については、中山間組織、協定参加者による保全管理を行っていく。また、南成島集落においては、花卉や果樹を植栽することによる景観の保持・美化に向け、農山漁村振興交付金の活用に向け検討を進める。
 ⑧: 集落営農組織の設立に向けた検討を進めると共に、格納庫等の農業用施設の設置を検討。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	谷内地区 (町井・晴山館迫・館迫・鷹巣堂・谷内・砂子・小原・倉沢・小倉・中通・白土)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月12日 (令和7年度第1回)

※本協議結果は、集落営農ビジョン及び花巻市地域計画検討会の内容を取りまとめたもの。

1 地域における農業の将来の在り方(変更なし)

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内の集落営農型経営体、10ha超を作付する個人経営体が農地集積の中心を担う。一方、地域内の人口減少、農業従事者の高齢化が深刻化しており、農業後継者の確保・育成が急務の課題として挙げられる。

・当地域は中山間地域に所在しており、「水田区画が狭小」、「水田への給排水が悪い」等の条件不利地が多い。一部集落において、基盤整備事業に着手する等の耕作条件の改善に努めている。耕作継続が困難な農地については、中山間組織による維持管理が行われており、現状は著しい荒廃等は発生していない。

・イノシシやシカによる食害も発生しており、今後、電気柵を設置する等による鳥獣害への対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻が主要品目。そのほか水田転作としてそば、ハト麦、大豆等の土地利用型作物が作付の中心。基盤整備実施区である砂子集落においては、法人が中心となり高収益作物(ピーマン)の栽培を行う。

・一部の集落においては、昨今の資材価格高騰等の状況を鑑み、有機・減農薬等の農法を取り入れるべく検討を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	845 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	845 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項(変更なし)

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。受け手の確保が困難な場合には、地域外の経営体への集積を検討する。 ・集約化への取組については、経営体間の話し合いを基に農地交換等を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地流動化を円滑に行うべく、地域集積協力金の交付を視野に入れながら地域全体として農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・砂子集落において、令和5年度より基盤整備事業着工。令和11年竣工を目指す(受益面積65.5ha)。 ・猿ヶ石集落、鷹巣堂集落において基盤整備に向けた検討を進めている最中。早期着工に向け集落内の機運を高めていく。 ・相続未登記農地が発生した際は、事業効果を維持する観点から安易に地区除外せずに、機構法の利用権設定制度や、所有者不明土地管理制度を活用し粘り強く取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内から農業従事者の確保に向けて取組む。 ・市やJA等と連携し、担い手確保に向けた支援情報等を共有していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①シカ、イノシシ等の鳥獣害に備え、電気柵を設置する等により対策を講じる。 ②資材価格高騰の情勢を鑑みて、有機・減農薬による農法を取り入れていく。 ③ドローンを活用した効率的な農薬散布を行う(コスト面に考慮し、作業委託による散布を検討中)。また、法面の草刈の省力化に向けラジコン草刈機の導入を検討する。 ⑦耕作継続が困難な農用地については、中山間組織、協定参加者による保全管理を行っていく。				